平成２７年（フ）第５８号
福岡県飯塚市目尾1313番地１　フェリーチェ目尾101号
債務者　宮原貴美子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２７年（フ）第６３号
福岡県飯塚市楽市104番地12　ひさや荘101
債務者　平田　一夫
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２７年（フ）第１１４号
福岡県久留米市西町238―31　コーポ佳102号室、住民票上の住所福岡県久留米市津福本町210番地１
債務者　妹尾　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで　福岡地方裁判所久留米支部
平成２７年（フ）第４１号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目10番地５
債務者　石井　秀樹
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２７年（フ）第３１２３号
大阪市平野区加美北３丁目４番６―905号、前住所大阪市東成区大今里２丁目９番５―518号
債務者　金正　千保（旧姓森田・綿田）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第４３１号
仙台市宮城野区原町５丁目11番１号　Ｔ’Ｓハウス２―203
債務者　佐藤　育夫
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２７年（フ）第４４８号
宮城県塩竈市字伊保石40番地１　応急仮設住宅３－２
債務者　佐々木孝行
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２７年（フ）第４５４号
仙台市青葉区上杉２丁目２番44号　セティル上杉105
債務者　杉原　正一
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２７年（フ）第２３９号
千葉県船橋市二宮１丁目32番７号　アークヒルズＥ―101号
債務者　森山智恵子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第４３７号
千葉市緑区おゆみ野６丁目31番地１　メゾンブランシュ壱番館203号
債務者　佐藤マリゴールド
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第４９２号
千葉県船橋市二和西６丁目20番19号　バロンズコート301号
債務者　備前　芳枝
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第５１５号
千葉市花見川区花見川３番17棟304号
債務者　佐藤　真弓（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第５２２号
千葉県市川市関ケ島15番６号　（妙典コンパートメント101号）
債務者　西宮　明紘
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第５６１号
千葉市美浜区真砂２丁目14番９棟405号
債務者　藤田　仁美（旧姓舛井）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第５６４号
千葉市若葉区高品町1598番地６　サニーハイツ高品202号
債務者　石川　堅士
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第５７４号
千葉県船橋市三咲２丁目13番15号　エステートピア廣田102号
債務者　緑川くみ子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第５７８号
千葉県市原市八幡193番地１　ガーデンヒルズ八幡207
債務者　安部　裕二
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係